

奈良県立国際高等学校の部活動に係る活動方針

令和2年4月1日

部活動の意義

- 部活動は、学校教育活動の一環として、自発的・自主的にスポーツや文化活動等を行うことにより、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすものである。
- また、部活動は、生徒が授業で体験し、身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動の成果を授業で生かし、他の生徒にも広めることができるものである。
- さらに、部活動は、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するものである。
- このように、部活動は人間形成を支援するものである。適切な運営は、生徒の明るい学校生活を保障し、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、学校の一体感の醸成にもつながるものである。

指導・運営に係る体制の構築

- 部顧問は、年間並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 生徒や教員等の負担が過度にならないように、参加する大会等を精査する。

適切な活動時間・休養日等の設定

- 活動時間
 - ・ 平日は2時間程度、休業日（長期休業を含む）は3時間程度
 - ただし、休業日については、部活動の特性や公式試合・コンクール等との関連性などに配慮する必要があることから、校長の許可を受けた場合に限り、弾力的に取り扱うことを可能とする。その際は、生徒・保護者に十分な理解を得ることとする。
- 休養日
 - ・ 原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
 - （平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会やコンクール等に参加した場合は他の日に振り替える。）
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間を設ける。

安全管理・体罰等の根絶

- ・ 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- ・ 定期的に施設・設備等の安全点検を実施する。
- ・ マニュアルの作成等を行い、熱中症などの事故防止に努める。
- ・ 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。